

各論点と今後の進め方について

令和4年4月25日
事務局

3-1 令和2年改正個人情報保護法に基づく放送分野ガイドラインの改正

分野共通的な事項は、これまでの検討会での議論を踏まえ、原則、個人情報保護法令や個人情報保護ガイドラインの規定の内容に合わせることでよいのではないか

改正個人情報保護法の令和4年4月1日の施行までに、放送分野ガイドラインの改正を行う必要がある

3-1は、急ぎ検討を要するもの
(資料4-4で議論)

3-2 電気通信事業ガイドラインの改正に基づく放送分野ガイドラインの改正

電気通信事業ガイドラインの上乗せ規定のうち、今回の改正で新たに追加されるものについて、放送分野ガイドラインでも同様の改正が必要かどうか

3-2及び3-3は、検討に時間を要するもの
(3-3②及び③については、検討の視点のみ
それぞれ資料4-3及び資料4-2で紹介)

3-3 放送分野固有の見直しの検討の必要性に基づく放送分野ガイドラインの改正

- ① 放送分野特有の上乗せ規定の在り方
- ② オプトアウト方式による非特定視聴履歴の取得の在り方

放送分野ガイドライン固有の規定を追加・削除する事項はあるか

- ③ 配信サービスにおける視聴者の個人情報の取扱いに関し、ガイドラインの適用関係の検討

どのようにガイドラインを適用するか

3-1 令和2年改正個人情報保護法に基づく放送分野ガイドラインの改正

- 放送分野ガイドライン及びその解説の改正並びに認定団体指針について改定を完了。

3-2 電気通信事業ガイドラインの改正に基づく放送分野ガイドラインの改正

- 令和4年4月1日に改正された電気通信事業ガイドラインにおいては、通信の秘密等の電気通信事業法に基づく規律や、プライバシー保護の観点からの規律等（プライバシーポリシーの策定・公表、モニタリングの実施等）、電気通信分野に特有の規律が新たに追加されている。
- また、令和4年3月4日に電気通信事業法の一部を改正する法律案が閣議決定され、国会に提出された。
- 3月16日に開催された「プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ（第10回）」において、「電気通信事業法等における利用者情報の取扱いに関する規律の内容・範囲等について、eプライバシー規則（案）の議論も参考にしつつ、具体的な制度化に向けた検討を進める」としており、利用者に関する情報の外部送信の際に講じるべき措置等、今後、省令で定める事項について議論される予定。
- 今後は、電気通信分野の議論を踏まえつつ、放送分野ガイドラインにおいても同様の改正が必要であるか検討することとしてはどうか。

3-3 放送分野固有の見直しの検討の必要性に基づく放送分野ガイドラインの改正

- ①、②については、次ページ以降を参照。
- ③については、資料7-1、資料7-2を参照。

3-3 放送分野固有の見直しを検討の必要性に基づく放送分野ガイドラインの改正

① 放送分野ガイドライン固有の上乗せ規定の在り方

- 論点及び対応方針は以下のとおり。

論点	経緯及び今後の進め方
放送分野ガイドライン第42条第2項において、「仮名加工の作成の目的」を号追加することの検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ オブザーバである一般社団法人日本民間放送連盟からの意見。 ○ 放送分野ガイドライン第42条第2項において、「仮名加工情報の作成の目的」を加えることについて要望を受けたもの。 ○ 令和4年4月6日に個人情報保護委員会事務局レポートとして、「仮名加工情報・匿名加工情報 信頼ある個人情報の利活用に向けて一制度編一」及び「仮名加工情報・匿名加工情報 信頼ある個人情報の利活用に向けて一事例編一」が公開されたことも踏まえ、事務局において、対応の方向性を検討し、本検討会で議論することとしてはどうか。

【3-3①に関連する意見】

1 (視聴者特定視聴履歴)

第42条第2項

- 本案において、本人の同意を得られていない場合における視聴者特定視聴履歴の利用目的について、①放送の受信、放送番組の視聴又は放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信若しくは受信に関し料金又は代金の支払を求める目的、②統計の作成の目的、③匿名加工情報の作成の目的という範囲に制限されていますが、改正法の趣旨に照らして、「④仮名加工情報の作成の目的」を加えることを要望します。
- 改正法において仮名加工情報が新設された趣旨は、匿名加工情報に比してより簡便な加工により得られる新たな個人情報の類型を設けることで、我が国の民間事業者におけるデータの利活用、ひいてはイノベーションの促進を図る点にあります。
- 民放事業者としても、仮名加工情報の利活用に関して、2021年度総務省実証事業において、視聴者のプライバシー確保とデータとしての有用性維持の両面から有識者を交えて確認してまいりました。
- 仮名加工情報の取扱いは「視聴データ検討会」において今後継続的に検討されると承知していますが、視聴者の安心安全と利活用を促進する有効な手段と考えていますので、「視聴データ検討会」で積極的に検討いただき、本ガイドラインに記載いただくことを要望します。

【一般社団法人日本民間放送連盟（パブリックコメントより引用）】

【3-3①に関連する構成員の意見】

- 1 仮名加工情報は、目的外の利用を認めるデータ類型となるが、個人情報保護法上、匿名加工情報と比較してデータの加工基準が緩い。例えば、個人情報と紐付いている共通IDであっても、仮名加工情報を作成する際には当該共通IDの削除は求められず、漏えいが生じた場合、高い確率で個人が特定されるリスクがある。仮名加工情報の取扱いにあたっては、漏えい報告や開示請求等に係る義務が無い場合、個人の権利利益の侵害が起きたとき、個人には救済手段が無いに近い状態となっている。さらに仮名加工情報は事業者内部で取り扱われるため、外部からの監視性が低い。よって、放送分野において、仮名加工情報の作成対象に視聴履歴が含まれる場合、視聴履歴が表現の自由や民主主義と密接に関わることに鑑みて、仮名加工情報の作成対象を一律に設定して良いか検討すべきである。例えば、視聴履歴を仮名加工情報の作成対象とする場合は、一定の制限を上乗せすることも考えられるのではないか。そのような検討を行った上で、仮名加工情報に関する規定を導入した方が、より適切な情報の利用ができると思われる。(第5回：佐藤構成員)
- 2 仮名加工情報の取扱いについては、佐藤構成員の御意見に同意する。視聴履歴を仮名加工情報の作成対象とする場合の上乗せ規定は検討しても良いと考える。具体的には、共通性のあるIDの加工方法について、上乗せ規定を設けた上で、放送分野に仮名加工情報を導入することを考えられると良い。(第5回：森構成員)

② オプトアウト方式による視聴者非特定視聴履歴の取得の在り方、その他事業者の自主的取組の在り方

○ 論点及び対応方針は以下のとおり。

論点	経緯及び今後の進め方
(1) オプトアウト型の視聴者非特定視聴履歴の周知告知の在り方に関する検討	○ 第4回会合の資料4-3において、「具体的な取組については、オプトアウト方式で取得する非特定視聴履歴の取扱いに関する検討の場である「視聴関連情報の取扱いに関する協議会」において、検討すること」とされており、検討結果については、後日、本検討会において報告される予定。
(2) 共通NVRAM関連の残された論点に関する検討	○ 共通NVRAMに係る規格の在り方やα社（※）の具体的なガバナンスの在り方など、残された論点を議論する上で必要な検討が在京民放5社において具体的に進んだタイミングで、個人情報保護委員会事務局の協力も得ながら、事務局とも連携し、本検討会で対応の方向性を報告することとしてはどうか。

（※）在京民放5社が視聴者非特定視聴履歴を集約するために設立する会社の仮称

- 1 個人情報保護法的な観点もあるし、視聴履歴の機微性、重要性を考えたときに、統合することが良いのかということ、本検討会でしっかりご議論いただきたい。(第6回：佐藤構成員)
- 2 巨大なデータベースができるということは、情報漏えいを含め、リスクは当然高まることになる。視聴データのサイズを制限するという説明があったが、漏えい等を考えると、非常に重要なところであり、具体的にその対策を示していただく必要がある。(第6回：佐藤構成員)
- 3 取得に関する法的な責任主体が放送局とすると、個々の放送局のデータガバナンスの体制と方法を明示していただかないと、ガバナンスとして一番重要な記述が欠けている状態と言わざるを得ない。これに関して、総務省でも各放送局を強く御指導いただけると考えており、総務省にも確認させていただきたい。(第6回：佐藤構成員)
- 4 在京5社を想定した今回の枠組みが、ほかのテレビ局においてそのまま適用できるとは限らないため、仮にこの枠組みを他局に展開するとしても、それを改めて検討しなければならない。(第6回：佐藤構成員)
- 5 NVRAMの共通領域に読み書きをする事業者が複数ある状態である。一時リンクキーを定期的に更新するとしても、共通のIDが部外者に見えてしまっている状態は、非常に危険な状態と言える。ただし、この問題は、民間放送事業者の問題というよりは、デジタルテレビ放送の規格、運用、受信機の規格、具体的にはARIBのTR-B14の規格の制限にかかるものである。問題は、デジタルテレビ放送を標準化するこの規格が今から20年前に作られたもので、古い。その古い土台の上にアドホックな拡張や、隙間を這うような運用を行うことは健全な状態ではない。そのような運用を続けている限りは、最新のウェブ技術を駆使した海外の動画配信事業者に勝てるはずもないといえる。今回の取組とは別に、総務省にも御指導いただき、デジタルテレビ放送の運用上の技術又はその受信機側の技術を抜本的に見直さないと、今回のこの問題は解決せず、視聴者の安心にもつながらない。(第6回：佐藤構成員)

- 6 本質的には、同一受信機の判別を行うことができる事業者を、技術的に在京5社に限定することができるかという問題になるだろう。同一受信機の判別を行うことができる事業者を在京5社に限定することは、実は技術的な点とガバナンス的な点の両方で担保されているが、技術的な担保についてコメントすると、技術的に担保する仕組みができていて良いのではないかと考える。ただし、条件がある。1点目は、NVRAMの各局専用領域がセキュアで、ほかの人が見られない状態になっていること。2点目は、α社のセキュリティがきちんと担保されていること。特に、α社のセキュリティは、巨大なデータが保存される性質を踏まえる必要がある。また、特に中間IDをはじめとする各IDの作成アルゴリズムが、容易に類推されないようになっていることなどが条件だろう。共通NVRAMのセキュアに関しては、様々な考え方があると思われるところ、御説明いただいた実装は、一時リンクキーが部外者に見られても大丈夫な形になっていると思う。しかし、この点に関しては100パーセント、検証しきれていない。したがって、共通NVRAMのセキュリティについて、あまり突き詰めても仕方がなく、現状想定している運用で構わないだろうという見立てである。(第6回：高橋構成員)
- 7 名寄せの観点から、一時リンクキーを全部とれないかもしれないが、ある程度、そのヒストリーが分かることで、一時リンクキーが分かってしまう危険性は残っているのではないかと。つまり、一時リンクキーは、事実上の漏えい状態にあって、かつ、若干危険な面があるのではないかと。その原因は受信機の仕組み、受信機の規格にあり、佐藤構成員のおっしゃるとおり、これを改善していただかないと安全にならないのではないかと。今、このようなことになっており、かつ、視聴履歴をテレビメーカーも取得しており、場合によってはテレビ受信機用OSのベンダーも視聴履歴を取得できるかもしれないということであれば、結局のところ、視聴履歴の安全に関する検討は放送局の皆さんと行うだけでは不十分であり、テレビメーカーやテレビ受信機用OSのベンダー等も含めて、視聴履歴の安全性について検討しなければならないのではないかと。(第6回：森構成員)
- 8 α社と在京5社との関係性について、別法人であり、委託先という扱いであるところ、例えばα社に対するガバナンスのところ、放送局が資金面、人事面に強い影響を持つものとして、データの取扱い状況を適切に監督できる事業者とα社を位置づけられている。あまり一体性が出てしまうと、別法人として、実質的にはわけていても、一体性があるのではないかとという評価が出てこないか少し気になった。(第6回：石井座長代理)
- 9 森構成員が提起された受信機メーカー、OSベンダーを交えたルール作成が必要である。(第6回：長田構成員)

- 10 今後の放送分野ガイドラインの適用関係の検討とも関わる内容であるところ、特に高橋構成員からの御提案もあったため、在京5社においては、本日の御指摘を踏まえて検討を進めていただき、また、本検討会の場でどのような具体的な状況になっているかなど、御紹介いただくことで進めていただければ良いだろう。(第6回：宍戸座長)
- 11 何度か御指摘があったとおり、技術的にだけ見たときに、この仕組みがゼロリスクではないのではないかという御指摘があり、なればこそ、ガバナンスあるいは制度的なところで担保していく必要があるだろう。α社の在り方、あるいは在京5社の中でのガバナンスの在り方が重要であるという御指摘を多々いただいた。石井構成員からもチャットで御指摘いただいているとおり、このα社の在り方がどのようなになっているかが1つ重要であり、また、他方で、在京5社のうち1社でも視聴データの取扱いを誤った場合には、全体が止まるという一蓮托生の仕組みにならざるを得ないと思う。そこについて、各局がもちろん御対応いただくことは当然とした上で、共通の対応ルールを定めて公開していただく等も御検討いただくと良いのではないかと。(第6回：宍戸座長)
- 12 告知について、長田構成員から、dボタンを押すと出てくることは大事であるが、それ以外に、そもそもdボタンを押さない視聴者に対してどのように告知を実効的なものとして行っていくのか、とチャット欄でコメントいただいている。dボタンを押さない視聴者への実効的な告知について、検討が求められるところ。(第6回：宍戸座長)
- 13 在京5社以外のプレイヤーであるOSベンダー、テレビメーカー等について、在京5社の取組に変な手を出さないという形での御協力をいただくことについては、今回、放送分野ガイドラインが総務省と個人情報保護委員会の共管になったこともあり、放送分野ガイドラインの伝統的な適用対象である放送事業者や視聴者特定視聴履歴を取り扱う事業者以外の方にも、個人情報保護委員会の力を借りて規律を及ぼすことができる局面にもなってきていると認識しているため、総務省だけでなく、個人情報保護委員会にも相談に乗っていただきながら、どのようなことがあり得るか、引き続き関係者間で検討を進めていただきたい。(第6回：宍戸座長)